

松江市指定 各介護サービス事業所・施設等管理者様

松江市健康福祉部介護保険課

オミクロン株の患者の濃厚接触者となった介護従事者の待機期間について（お知らせ）

このことについて、「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について(通知)」(令和4年3月29日付け感号外)に基づき、当面の間、下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

下記「1. ①」により濃厚接触者の待機期間を短縮する場合は、5日目の検査結果を当該濃厚接触者に待機要請を行った保健所へ報告してください。

下記「1. ②」の取扱いの可否については、あらかじめ管轄保健所へ確認をしていただく必要がありますので申し添えます。

記

1. 待機解除までの期間

- ①濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）とし、このうち社会機能維持者については引き続き4日目及び5日目の自費検査で陰性を確認することにより5日目に待機解除を可能とする。
- ②高齢者施設(入所系)で濃厚接触者となった従事者は、以下の事務連絡に基づく要件(毎日検査による陰性確認等)を満たす場合に限り、待機期間中の業務従事を可能とする。

○「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

(令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)に基づく要件

- 他の従事者による代替が困難な従業者であること
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目)を実施済みであること(2回目から6ヶ月以上経過していない場合は、2回目の接種後14日間経過していること)
- 無症状であり、毎日業務前にPCR検査又は抗原定量検査(実施困難な場合は抗原定性検査キットも可)を行い、陰性が確認されていること
- 濃厚接触者である従事者の業務を所属の管理者が了解していること
- 高齢者施設にあっては、外部からの応援職員の確保が困難であること。また、感染制御・業務継続支援チーム等により従事者の健康状態の確認や検査、感染拡大防止対策の実施体制が確認されていること。

2. その他

- ①本件に係る国からの関係通知は松江市のHPに掲載しています。

松江市総合メニュー>事業者向け情報>福祉・介護>介護保険>新型コロナウイルス感染症関連情報

- ②濃厚接触者となった従事者に抗原定性検査キットを用いた検査が必要となった場合は、島根県高齢者福祉課介護サービスG(0852-22-5301)へご相談ください。

松江市介護保険課事業所指定係
TEL:0852-55-5689 FAX:0852-55-6186